

「正当な理由」における日常生活圏域（渋谷区）

地区	担当地域包括支援センター	住所	町丁名
北部地区	笹幡地域包括支援センター	幡ヶ谷2-42-15	幡ヶ谷2・3丁目 笹塚2・3丁目
	つばめの里・本町東地域包括支援センター	本町3-46-1	本町1～6丁目
西部地区	あやめの苑・代々木地域包括支援センター	代々木3-35-1	代々木神園町 代々木3～5丁目 初台1・2丁目
	総合ケアコミュニティ・せせらぎ地域包括支援センター	西原1-40-10	西原1～3丁目 元代々木町 大山町 幡ヶ谷1丁目 笹塚1丁目
	富ヶ谷・上原地域包括支援センター	富ヶ谷2-27-12	富ヶ谷1・2丁目 上原1～3丁目
東部地区	障害者福祉センターはあとぴあ原宿地域包括支援センター	神宮前3-18-37	渋谷1・2・4丁目 神宮前1～6丁目
	千駄ヶ谷・北参道地域包括支援センター	千駄ヶ谷4-25-14 千駄ヶ谷出張所2階	千駄ヶ谷1～6丁目 代々木1・2丁目
	かなみの杜・渋谷地域包括支援センター	神南1-8-6	道玄坂1・2丁目 円山町 神泉町 宇田川町 神南1・2丁目 神山町 松濤1・2丁目
南部地区	豊沢・新橋地域包括支援センター	恵比寿2-27-18	恵比寿1～4丁目 広尾1・2・5丁目
	ひがし健康プラザ地域包括支援センター	東3-14-13	渋谷3丁目 東1～4丁目 広尾3・4丁目
	恵比寿西二丁目地域包括支援センター	東3-14-13	猿楽町 鶯谷町 鉢山町 代官山町 恵比寿西1・2丁目 恵比寿南1～3丁目 桜丘町 南平台町